

奈良県告示第百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、窪田土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十六年七月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 松村 良雄

生駒郡安堵町大字窪田八八一七

理事 増井 勝美

二〇六

監事 山嶋 敏文

二〇二

監事 西埜 恒雄

一三一

監事 小仲 三郎

三五六

監事 畠 清隆

四一三

監事 岸田 誠

一一二三

監事 堀口 幸二

五七八一

監事 勝田 清一

一一一八

監事 森川 裕司

一三三

監事 馬場 清

五七〇

監事 増田 清

二二

監事 馬場 清

二二一八

監事 馬場 清

五〇〇一

生駒郡安堵町大字窪田五七〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 馬場 清

一一一六

理事 吉井 誠一

一一一四

理事 吉村 操

一一〇七一一

理事 中本 茂昭

一一〇〇

理事 山口 博義

三四二

理事 磯部 隆一

二二〇

理事 堀口 伸卓

一一〇六

理事 中川 高志

II 監事

勝田 三宅

清一 正樹

II II

二 五一
二 九